大阪拘置所長 殿 大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会 会 長 松 葉 知 幸

勧告書

申立人A氏(以下「申立人」という。)から本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

本会人権擁護委員会において慎重に調査いたしました結果、以下のとおり勧告いたします。

第1 勧告の趣旨

- 1 大阪拘置所が、申立人を2007年(平成19年)8月16日から同年9月3日までの間、監視カメラを必要とする合理的な理由が何ら存在しないにもかかわらず、監視カメラ付きの単独室に昼夜収容したことは、憲法第13条によって保障される申立人のプライバシー権を侵害し、ひいては人格的尊厳を傷つけるものであるから人権侵害に該当し、今後、被収容者を監視カメラ付きの単独室に昼夜収容するにあたっては、被収容者において、監視カメラで事前に防止する必要のある高度な危険性を必要とする扱いを徹底されるよう勧告する。
- 2 大阪刑務所は、申立人を2007年(平成19年)11月13日から2008年(平成20年)3月10日までの間、収容していたものであるが、その間、申立人を大阪刑務所の内規である達示第57号「受刑者の隔離及び昼夜居室処遇に関する規程」第15条第4号の「心身の事情により集団処遇をすることができない者」として、昼夜とも単独室に収容し、他の収容者との交流をほとんど絶ち、実質上の隔離状態に置いた扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事収容施設法」という。)第76条第1項が、受刑者の隔離について厳格な要件を定めているにもかかわらず、この厳格な要件を満たさないものであって同条に違反し、人権侵害にあたるので、今後、被収容者を昼夜単独室へ収容するにあたっては、同条項所定の隔離の措置をとる必要があること、その際においても、単に規律及び秩序を害される一般的、抽象的なおそれがあるだけでは足りず、個々の具体的事情の下で、規律秩序の維持の観点で放置することができない程度の障害が生じる具体的な危険性を必要とする扱いを徹底される

よう勧告する。

3 大阪刑務所は、申立人が郵便物を受信する際には旧姓を使用することを 認め発信においては認めなかったが、これは申立人の旧姓使用の権利を侵 害するものであるから人権侵害に該当し、今後、受刑者の郵便物等の取扱 について、発信、受信を問わず、旧姓の使用を制限しないよう勧告する。

第2 勧告の理由

- 1 認定した事実
- (1) 申立人は、2007年(平成19年)6月6日、控訴審のため京都拘置所より大阪拘置所へ入所し、同年10月24日、上告棄却により刑が確定し、同年11月13日付で大阪刑務所に移送された。
- (2) 勧告の趣旨1について

大阪拘置所によると、2007年(平成19年)8月16日から同年9月3日までの間、申立人を昼夜とも監視カメラ付きの単独室に収容したのは、申立人に持病の腰痛があり、転倒があった場合にすみやかに対応できるようにするためであるとしている。

(3) 勧告の趣旨 2 について

大阪刑務所によると、被収容者の隔離及び昼夜単独室処遇は、刑事収容施設法並びにその他関係法令等の定めがある場合のほか、同所の規程により運用しているとのことである。

この点、2007年(平成19年)11月13日から2008年(平成20年)3月10日までの間、大阪刑務所長が申立人を昼夜単独室に収容していたのは、刑事収容施設法第76条によるものではなく、申立人が府中刑務所へ移送される予定であり、移送待ち受刑者として昼夜単独室において収容していたものであるとする。

他方で、大阪刑務所は、移送待ち受刑者をすべて単独室に収容するという運用は行っておらず、粗暴性のある者や身体的かつ精神的に問題があり集団生活になじめない者等を、単独室に収容しており、申立人は、

- ア 大阪刑務所の刑執行開始調査の際、自ら暴力団幹部であることを 名乗り、出所後は別の暴力団への移籍を考えていると述べるなど、 暴力団からの離脱意思が認められないこと
- イ 身勝手な主張や要求に固執し、自らの欲求充足のためには、気勢 や腕力に頼ることもいとわない性格であり、更に権利意識が強いこ とが顕著に認められること
- ウ 対人関係においては、自分のことを棚にあげ、相手の非をあげつ らうことからトラブルが絶えず、反目関係が多いこと

という事情から、集団生活に支障を来たすと思われる者と判断した。

(4) 勧告の趣旨3について

申立人は、2004年(平成16年)入籍し、B姓よりC姓に改姓しており、2007年(平成19年)12月に係属中の民事裁判に係る裁判所からの送達書類は旧姓の「B」と記載されている。

そして申立人は、2007年(平成19年)11月22日付で「Bb (フルネーム)」及び「B」のこと名使用を願い出た。

これに対し大阪刑務所は、同年12月17日、受信や面会の受付及び 差し入れについては、こと名の「Bb」及び「Bb」の使用を許可する が発信については不許可とし、申立人にその旨を通知した。

2 当会の判断

(1) 勧告の趣旨1について

監視カメラは、収容者を四六時中監視の下においてそのプライバシーを侵害し、ひいては人格的尊厳を傷つけるものであるから、監視カメラ付きの単独室に収容する措置は、高度な必要性があってこそ、やむを得ない措置としてその合理性が認められるものということができる。

しかるに、申立人に持病の腰痛があり、転倒があった場合にすみやかに対応できるようにするためという理由が、監視カメラ付き単独室への収容を正当化する高度な必要性とは認められない。

もっとも、申立人の当該人権侵害状態が解消されていることを勘案し、 大阪拘置所に対し、勧告の趣旨1記載のとおり勧告するのが相当である。

(2) 勧告の趣旨 2 について

刑事収容施設法第76条において、隔離収容が認められる要件としては、

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害 するおそれがあるとき。
- 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避ける ため他に方法がないとき。

のいずれかの要件を充たす必要があるとされている。

この点、一の要件については、「他の受刑者との円滑な共同生活を送ることが困難となるような特異な性格や性癖を有し、あるいは、暴力的傾向や他の被収容者の規律秩序違反行為を扇動・助長する傾向等を有するため、他の被収容者と接触させた場合には刑事施設の規律および秩序を害するおそれがあるような場合をいう。」(「逐条解説 刑事収容施設法」(有斐閣、2010年、331頁)とされ、「隔離」のための要件は厳格に解されている。これは、昼夜間独居が「本来社会的存在である人間と

しての生活のあり方とかけ離れた不自然な生活を強いるものであり、その継続はそのこと自体苛酷であって受刑者の心身に有害な影響をもたらすだけでなく、行刑の目的の一つである社会生活への適応そのものを阻害するおそれがある」(徳島地裁昭和61年7月28日判決)からである。

しかるに、大阪刑務所における内規(平成19年6月1日達示第57号「受刑者の隔離及び昼夜居室処遇に関する規程」)の第15条では、「保安上隔離の必要はないが、次の各号に該当する者は、昼夜居室処遇とすることができる。」とし、第4号において「心身の事情により集団処遇をすることができない者」等、全9号が挙げられている。

すなわち、大阪刑務所における内規は、「保安上隔離の必要がない場合」 においても9号にも及ぶ幅広い裁量の余地を大阪刑務所長に残す規程は、 刑事収容施設法第76条に反するものと言わざるを得ない。

また、上記1(3)記載のア〜ウの事情のみで、「他の受刑者との円滑な共同生活を送ることが困難となるような特異な性格や性癖を有し、あるいは、暴力的傾向や他の被収容者の規律秩序違反行為を扇動・助長する傾向等を有する」とまでは認定できない。

もっとも、申立人の当該人権侵害状態が解消されていることを勘案し、大阪刑務所に対し、勧告の趣旨2記載のとおり勧告するのが相当である。

なお、日本弁護士連合会は、2010年(平成22年)5月19日付 勧告書(日弁連総第20号)で、甲府刑務所が受刑者に対し、「いわば予 防隔離として隔離を実施し、かつ漫然と51日間も継続」したという同 種事案に関し、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律76条 1項1号の要件を欠く違法な処遇であり、個人の人格と尊厳を保障した 憲法13条、国際人権(自由権)規約7条(非人道的取扱いの禁止)、同 規約10条(人道的かつ尊厳に基づく取扱い)及び拷問等禁止条約16 条1項に違反するものであり、人権侵害と断ぜざるを得ない。」とし、「隔 離の措置をとるのは、単に規律秩序が害される一般的、抽象的なおそれ があるだけでは足りず、個々の具体的事情の下で、規律秩序の維持の点 で放置することができない程度の障害が生じる具体的な危険性が認めら れる場合に限って許され、その場合も規律秩序を維持するため必要な限 度を超えてはならず、できる限り短期間で解除するよう」勧告している。

(3) 勧告の趣旨 3 について

氏名は、個人の表象であり、個人の人格の重要な一部であって、憲法 第13条で保障する人格権の一内容を構成する(最高裁昭和63年2月 16日判決参照)。また、人は氏名を使って社会、経済生活を営んでいる のであるから、改姓した者が旧姓を使用できない場合は、旧姓に基づい て構築していた社会的地位を失い、新たな姓に基づく社会的地位を再構築しなければならなくなり、その損失は大きいことから、継続して使われた氏は、社会的経済的関係において法的保護に値し、改姓前に継続して使った氏についても、社会的経済的関係において法的保護に値する人格的利益を有するといえる。

また、通常旧姓は1つであり、こと名使用のため刑務所の事務処理等が煩雑化するおそれや管理運営上の支障をきたすおそれはないばかりか、受信等について認めた旧姓を、発信に限って使用を禁止する合理的根拠はないと言わざるを得ない。

したがって、申立人が旧姓を使用する権利は法的保護に値する人格的 利益を有するところ、本件処理は合理的理由なくその使用を制限してお り、申立人の人格的利益を侵害していることから、勧告の趣旨3記載の とおり勧告する。

以上